

**認証評価事業に関する自己点検・評価報告書
機関別認証評価（大学・高等専門学校）**

令和 7 年 9 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

はじめに 1

【機関別認証評価】

I 大学機関別認証評価 2

- (1) 評価基準
- (2) 評価方法
- (3) 認証評価の実施状況
- (4) 組織及び運営の状況

II 高等専門学校機関別認証評価 9

- (1) 評価基準
- (2) 評価方法
- (3) 認証評価の実施状況
- (4) 組織及び運営の状況

はじめに

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」）は、文部科学大臣から大学及び高等専門学校の機関別認証評価機関として認証（大学は平成17年1月、高等専門学校は平成17年7月）され、平成17年度以降、大学機関別認証評価及び高等専門学校機関別認証評価を機関別認証評価として実施している。

本報告書は、機構が行う大学及び高等専門学校機関別認証評価事業について、平成30年度から令和6年度までの7年間の状況に関し自己点検・評価を実施した結果を学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）

（以下、「細目省令」）第2条第4号に基づき報告するものである。なお、この7年間のうち、大学機関別認証評価において平成30年度は機構にとって2巡目の最終年度、平成31（令和元）年度以降は3巡目の評価実施サイクルに当たり、高等専門学校機関別認証評価については平成30年度から令和6年度まで3巡目の評価実施サイクルに当たるものである。

認証評価機関が行う自己点検・評価は、文部科学大臣から認証評価機関として認証を受けた以後も、認証の際に想定されていた状況が維持されるとともに、各認証評価機関が自ら定めた認証評価の目的に向けての努力が成果を上げていることを確認するものと考えられる。従って、機構における自己点検・評価に際しては、大学及び高等専門学校の機関別認証評価それぞれについて「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」の4項目ごとに、①学校教育法（昭和22年法律第26号）及び細目省令等に照らして適切な評価活動となっているか、②機構が定める認証評価の目的に適う評価活動となっているか、の2つの観点から分析を行い、その分析を根拠として各項目について自己点検・評価を実施した。本報告書はその評価結果を報告するものである。

自己点検・評価では、これらの観点について適切な評価活動となっているか否かの判断を行い、改善を要する点があればその具体的な事項を指摘するとともに、その事項に対処する取組の実施状況について確認することとした。また、各項目について、②の観点に照らして優れた点と考えられる事項があれば、その内容を特記事項として記述することとした。本分析は、機構内の関係教員及び事務部門による「認証評価に関する検証ワーキンググループ」が行い、その適切性を判断するとともに、改善、向上が必要な点及びこれらの項目に関する優れた成果を指摘した。

今回の自己点検・評価を通じて、機構が行う大学及び高等専門学校機関別認証評価事業について、上記の2つの観点に基づきおおむね適切に行われていることを確認することができた。今後も引き続き、大学、高等専門学校の認証評価を先導的な手法によって実施することによって、今後の認証評価の社会的機能を促進することの必要性を再確認した。

令和7年9月
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

【機関別認証評価】

I 大学機関別認証評価

(1) 評価基準

機構が実施する3巡目（平成31（令和元）年度～令和7年度）の大学機関別認証評価は、機構が定める「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」に基づき、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう以下を目的に実施している。

- ① 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ② 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ③ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

3巡目の「大学評価基準」は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、6つの領域を設定し、その下に27の基準を配置している。

- | |
|-------------------------|
| 領域1 教育研究上の基本組織等に関する基準 |
| 領域2 内部質保証に関する基準 |
| 領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準 |
| 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 |
| 領域5 学生の受入に関する基準 |
| 領域6 教育課程と学習成果に関する基準 |
- ※2巡目は10の基準で構成

細目省令第1条第1項第2号について、イ（継続的な研究成果の創出のための環境整備）については、基準2－5及び基準4－1において、ロ（学修成果の適切な把握及び評価）については、基準6－8において、それらを評価する基準を設けている。

同第2項第1号においてイ（教育研究上の基本となる組織）およびロ（教育研究実施組織等）は領域1、ハ（教育課程）については領域6、ニ（施設及び設備）については領域4、ヘ（教育研究活動等の状況に係る情報の公表）およびチ（財務）については領域3においてそれらを評価する基準を設けている。また、ホ（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針）については、領域6及び領域5に、それを評価する基準を設け、学生受入の運営についても領域5にそれらを評価する基準を設けている（リ）。

ト（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）については領域2においてそれらを評価する基準を設け、重点的に認証評価を行うこととしている（同第2項第2号）。

さらに、すべての基準に個性や特色、優れた点を記述する欄を設け同第1条第1項第3号が求める特色ある教育研究の進展に資する評価としている。

各年度の評価終了後に評価対象大学及び評価担当者に対して行う「認証評価に関する検証のためのアンケート」（以下、「検証アンケート」）において、「基準及び判断の指針の構成や内容は、教育研究活動等の質を保証するために適切であった」という設問に対し、令和元年度から令和6年度までに回答した評価対象大学の91%、評価担当者の98%が「強くそう思う」「そう思う」¹との回答だった。また、「教育活動等の改善を促進するために適切であった」との設問に対しては、評価対

¹ 選択式回答（5段階）からなるアンケートであり、他の選択肢は「どちらと言えない」、「そう思わない」、「全くそう思わない」である。以下、「強くそう思う」「そう思う」との記述において同様。

象大学の90%、評価担当者の94%が「強くそう思う」「そう思う」との回答だった。

これらのことから、法令が求める事項について評価を行う大学評価基準となっているとともに、評価対象大学、評価担当者の双方から見て適切な基準から構成されていると判断する。

【特記事項】

- 2巡目の10の基準を、3巡目では6領域27の基準に改めたことにより、より詳細な現状把握が可能となった。即ち、基準を詳細にすることで分解能が高まったことより、改善を要する点について、より的確に指摘できる体制となった。
- 令和8年度から開始する4巡目の機関別認証評価については、細目省令第1条第1項第4号の定めを踏まえ、大学機関別認証評価委員会（以下本節末尾まで、「認証評価委員会」）の下に設置した検討ワーキンググループにおいて評価基準、評価方法、評価体制等に関する事項について検討を進め、意見公募手続（パブリックコメント）を経て、認証評価委員会として「大学機関別認証評価実施大綱」及び「大学評価基準」を改定し、令和6年9月に文部科学大臣に届出を行った後、機構ウェブサイトに掲載するとともに大学及び関係機関等に周知した。

（2）評価方法

【大学機関別認証評価における判断のプロセス】

機構が行う大学機関別認証評価は、大学の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象に、機構が定める27の基準全てを満たしている場合は機構が定める大学評価基準を満たしていると判断し、適合認定する。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認できた場合、大学評価基準に適合すると判断するが、確認できない場合、大学評価基準に適合しないと判断する。なお、【重点評価項目】として位置付ける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず、いずれかの基準を一つでも満たしていない場合は大学評価基準を満たしていないと判断する。

各基準の判断は、当該基準に関する分析のために機構が定めた分析項目の分析結果を総合的に勘案して行っている。これらの分析は、書面調査と実地調査（機構では「訪問調査」と呼称する。）によって行うこととしている。大学評価基準を満たしていない大学は追評価を求めることができるとしているが、これまでに追評価は実施していない。

【書面調査】

評価対象大学は、機構が定める「自己評価実施要項」に基づき、27の基準毎に分析項目に係る状況の分析を自ら行い別紙様式を作成する。また、別紙様式に加え、分析結果を説明する上で十分な根拠資料のリストを作成し、自大学の優れた点や改善を要する点等を抽出し、併せて記述したものを作成している。自己評価書は各年度6月末日を締め切りとして、根拠となる資料・データとともに提出される。

大学から自己評価書の提出を受け、認証評価委員会の下に設置する評価部会において、評価対象大学毎に編成した評価チームを中心に書面調査を行う。書面調査では、大学が提出した根拠資料・データ等に照らして自己評価書の記述を検証し、分析項目毎の判断を確定する。根拠資料・データ等によって分析項目毎の判断を確定できない場合は、確認を要する事項を同定する。これらの結果を評価部会で合議し、分析項目毎の分析状況及びその判断並びに確認事項を概ね9月までに確定する。

【訪問調査】

評価部会で確定された分析項目毎の分析状況等及び確認事項は、概ね9月中に評価対象大学に送付され、3週間以内に分析状況への意見及び確認事項への回答の返送を行うことを求めている。訪問調査では、大学からの意見や回答を中心とする約6時間半の面談及び約2時間の見学を行うほか、必要に応じて資料を補完的に収集している。面談は、大学運営の責任者、一般の教職員、卒業生・修了生及び在学生に対してそれぞれ必ず実施している。見学は、授業の状況及び施設等を見ており、その過程で担当者との意見交換に努めている。

3巡目の訪問調査の方法については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、適宜見直しが行われた。令和2年度～3年度においてはすべての会議、訪問調査をオンラインで実施した。令和4年度からは、訪問調査の一部を現地調査に戻すことで評価対象大学による授業や施設の動画作成の負担軽減だけでなく、現地でしかできない現状把握を行うことができるようになった。現地調査は機構教員と機構事務局の職員により行い、必要がある場合は、委員も同行できることになっている。

【評価報告書案の作成】

書面調査の結果と訪問調査で確認した事項に基づき、評価部会は合議によって大学毎の評価結果報告書原案を作成する。認証評価委員会は同原案を審議し、評価報告書案として概ね1月までにとりまとめ、評価対象大学に送付する。

【意見申立てと評価結果の確定及び公表】

重大な事実誤認等に対する意見申立て期間は約1か月設けている。大学評価基準の適合の判断に係る意見が申し立てられた場合は、認証評価委員会の下に設置された意見申立審査会で審査し、その審査結果に基づき認証評価委員会で評価結果を確定する。平成30年度から令和6年度において評価対象大学からの意見の申立ては3件あったが、いずれも大学評価基準の適合の判断に係る意見ではなかったため、意見申立審査会は開催されていない。確定された評価報告書は3月末までに文部科学大臣、評価対象大学、当該大学の設置者に通知されるとともに、機構のウェブサイトだけでなく、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて意見の申立てへの対応を含め社会に対して公表される。

これらのことから、機構における大学機関別認証評価は、細目省令第1条第1項第5号の求める方法によって実施され、また、学校教育法第110条第2項第3号が求める意見の申立ての機会を付与するとともに、同条第4項が求める公表義務を履行している。

検証アンケートによれば、評価担当者に対して、書面調査に関する「当機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」という設問、及び訪問調査に関する「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」という設問に対する令和元年度から令和6年度までの回答のうち、「強くそう思う」「そう思う」は、それぞれ86%、79%であった。評価対象大学に対して、書面調査に関する「事前に通知される、書面調査による分析結果の内容は適切であった」という設問、及び訪問調査に関する「訪問調査では、当機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」という設問に対する回答のうち、「強くそう思う」「そう思う」は、それぞれ77%、77%であった。また、評価対象大学のみに対する意見申立てについての「意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった」という設問に対する回答のうち、「強くそう思う」「そう思う」は、90%であった。

これらのことから、機構の各評価プロセスにおける評価方法は、法令の求めに応えるものであるとともに、評価対象大学及び評価担当者の双方にとって適切なものであったと判断する。

【特記事項】

- 平成30年施行の細目省令の改正に伴う内部質保証の重点化に伴い、3巡目から内部質保証専門部会を設置した。ここでは内部質保証に係る実務経験や研究活動による知見を持つ委員を任命し、すべての評価対象大学を俯瞰的に把握している。例えば、令和3年度に当該部会において内部質保証体制を新たに制度化する大学への支援に向けた課題整理と改善策に関する議論を行った。それらの結果は大学機関別認証評価委員会所見に盛り込まれ、評価結果とともに公表することで各大学の内部質保証体制のさらなる強化を促した。
- 3巡目より自己評価書をナラティブ主体型（叙述型）からエビデンス主体型に改め、評価作業の簡素化、効率化を図った。基準に対する大学の現状について別紙様式にエッセンスのみを記述し、そこに必要かつ十分な根拠資料を添付いただく方式に改めたことで、事実を積み上げて行く評価となった。なお、検証アンケートにおいて、評価対象大学に自己評価書作成に費やした作業量について質問したところ、令和元年度から令和6年度までの回答の98%が「とても大きい」「大きい」²となっており、自己評価書作成の負担感が依然として大きいことを確認した。一方、評価担当者に対する検証アンケートによると、「自己評価書の書面調査の作業量」、「訪問調査への参加の作業量」の回答は、それぞれ50%、24%が「とても大きい」「大きい」であった。「適当」との回答はそれぞれ、48%、69%であったことを考慮すると、評価担当者にとっては、評価対象大学と比較すると作業負担は軽減されており、評価担当者に対する負担軽減の取組は成果を上げていると判断できる。

（3）認証評価の実施状況

【評価を担当する者】

評価部会は、評価担当者として認証評価に参画する認証評価委員会の委員及び専門委員から構成されている。専門委員については、認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、大学関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、評価対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として選考している。

評価担当者は、大学教育に識見を持つ者であるが、認証評価の専門家ではないため、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、認証評価の目的、内容及び方法等に関する研修を書面調査に先立って毎年6月に実施している。

評価の公正性を担保するため、機構が定める基準を示した上で認証評価委員会委員及び専門委員に申告を求め、自己の関係する大学の評価には関与できることとし、また、関係する大学に関する合議には原則として参加しないこととしている。

評価担当者に対する検証アンケートによれば、「評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった」、「研修の資料及び説明内容は役立った」という設問に対する令和元年度から令和6年度までの回答は、それぞれ93%、90%が「強くそう思う」「そう思う」であった。

これらのことから、機構における評価担当者の選考及び研修の実施等は細目省令の定めるところを含め、適切かつ公正なものであると判断する。

² 選択式回答（5段階）からなるアンケートであり、他の選択肢は「適当」、「小さい」、「とても小さい」である。以下、「とても大きい」「大きい」又は「適当」との記述において同様。

【円滑な実施】

機構は、毎年度3月から4月に全大学に対して意向調査を実施し、3年後までの評価実施計画を立案しつつ、翌年度評価対象大学の自己評価担当者に対する研修を6月に実施している。これによって、9月末を締め切りとする翌年度の認証評価の求めに遅滞なく対応し、認証評価を実施することを可能としている。平成30年度から令和6年度までに大学機関別認証評価を実施した大学数を設置者の種別に応じて一覧すると以下のとおりであり、当該評価を受けた全ての評価対象大学が基準に適合している（令和元年度までは基準を満たしている）との評価結果であった。

<大学機関別認証評価の実施校数（上段）及び評価結果（下段）>

※平成30年度は2巡目、令和元年度以降は3巡目、全て本評価

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国立	1	16	5	43	9	4	6
公立	4	0	1	0	5	0	0
私立	0	0	0	0	2	0	2
計	5	16	6	43	16	4	8
適合*	5	16	6	43	16	4	8
不適合*	0	0	0	0	0	0	0

*評価結果の実際の評語は、令和元年度までは「基準を満たしている」または「基準を満たしていない」、令和2年度以降は「基準に適合している」または「基準に適合していない」である。

これらのことから、機構は、認証評価機関として認証された際に求められた遅滞のない認証評価の実施を履行していると判断する。

【実施のスケジュール】

各年度以下のスケジュールで実施している。

- ① 説明会、自己評価担当者研修会の開催（評価実施前年度の6月）
- ② 評価の申請及び受付（評価実施前年度の9月末）
- ③ 自己評価書の提出（評価実施年度の6月末）
- ④ 書面調査の実施（評価実施年度の1月まで）
- ⑤ 訪問調査の実施（評価実施年度の10月～11月）
- ⑥ 評価結果の審議等の実施（評価実施年度の3月まで）

評価担当者に対する検証アンケートによれば、「当機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったか」について書面調査、訪問調査、評価報告書（原案）の3つの作業ごとにたずねたところ、令和元年度から令和6年度までの回答は、それぞれ91%、84%、93%が「適当」であった。このことから、評価担当者にとって機構の実施スケジュールは適切であったと判断する。

【特記事項】

- 評価担当者に対する研修、大学向けの一斉研修を令和2年度以降はオンデマンド教材を主体にすることで受講者の都合に合わせて学ぶことができる仕組みとしつつ、オンライン（ライブ）方式による質疑応答の機会を設けた。令和5年度からはコンパクトな説明時間も加えたオンライン（ライブ）方式で行っている。双方向性を確保しつつ、時間および交通費の節約に努めた。
- 大学個別研修の試行を行い、一定程度の評価を得たことから、4巡目認証評価からは「対象校に対する大学別研修の実施」として実施大綱にも定め、申請した大学を対象とした研修を必要に応じて実施することとした。

(4) 組織及び運営の状況

【組織の状況】

機構は、大学機関別認証評価のほかに高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施している。各評価業務の実施体制としては、それぞれに独立した認証評価委員会を設置し、その下に評価部会を設置している。また、対応する事務組織を編成して体制を整備している。

認証評価委員会及び評価部会等の設置状況と委嘱した委員、専門委員の数は以下のとおりである。

<大学機関別認証評価委員会の設置状況等>

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認証評価委員会の委員数（人）	20	20	19	21	24	25	20
（うち女性委員数（人））	(7)	(7)	(7)	(6)	(7)	(8)	(9)
評価部会数	1	4	1	5	4	1	2
評価部会の委員数（人）	8	8	8	12	12	7	8
（うち女性委員数（人））	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(3)
〃 専門委員数（人）	13	40	17	85	40	11	18
（うち女性委員数（人））	(3)	(9)	(6)	(17)	(8)	(2)	(4)
評価委員のうち外部委員の比率	95%	95%	94%	95%	91%	88%	90%
運営小委員会の委員数（人）	—	6	—	7	8	—	5
（うち女性委員数（人））	—	(0)	—	(0)	(0)	—	(0)
専門部会（内部質保証専門部会）数	—	1	1	1	1	1	1
意見申立審査会数	1	1	1	1	1	1	1
意見申立審査会の専門委員数（人）	5	5	5	5	5	5	5
（うち女性委員数（人））	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

また、大学機関別認証評価を担当する事務職員数は、評価対象大学の数によって年度毎に変動し、経年変化は以下のとおりである。（課長級及び課長補佐級職員は除く。）

<大学機関別認証評価を担当する事務組織規模（各年4月1日現在）>

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事務職員の数（人）	3	10	4	25	10	4	5

なお、業務の実施における機構職員の質の確保と向上のために、毎年度4月にオリエンテーションとして、新規の大学からの出向職員等に対して認証評価を含む機構が実施する評価事業全体の説明を行うとともに、毎年度4月に認証評価機関連絡協議会が主催し認証評価機関が合同で企画・実施する評価担当職員研修に多くの職員を参加させている。

【経理の状況】

機構の機関別認証評価の実施経費については、機構の他の業務と区分して経理を行っており、平成25年度以降は全て評価手数料収入で賄っている。

【検証事業】

毎年度、評価内容・方法等の改善に役立てることを目的に、評価対象大学及び評価担当者へア

ンケートを実施することにより認証評価の有効性や適切性について検証しており、検証結果を通じて把握した改善点等を翌年度以降の認証評価に反映している。さらに、各年度の検証に加え、令和元年度には2巡目の総括検証を行い、検証結果を報告書としてとりまとめた。令和5年度には3巡目の中間検証の分析を行い、4巡目の評価基準の改定等の検討の参考とともに、中間検証報告書をとりまとめた。

これらのことから、大学機関別認証評価の業務及びその業務に係る経理、並びに評価内容・方法等の改善の仕組みについては、適切な実施体制を構築し運営していると判断する。

【特記事項】

- 各種会議、説明会、研修会のフルオンライン化、訪問調査の一部のオンライン化により、大学関係者や委員の拘束時間を最小化することで、大幅な負担軽減を図った。
- ペーパーレス化をさらに推進し、原則的に紙資料の配付、流通を中止した。マイクロソフト社のシェアポイントを活用することで、柔軟なアクセス権限の設定とリンクによるファイルの受け渡しにより、業務の効率化を図るとともにセキュリティを向上させた。

【機関別認証評価】

Ⅱ 高等専門学校機関別認証評価

(1) 評価基準

機構が実施する3巡目（平成30年度～令和6年度）の高等専門学校機関別認証評価は、機構が定める「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」及び「高等専門学校評価基準」に基づき、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下を目的に実施した。

- ① 高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証する。
- ② 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図る。
- ③ 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てる。
- ④ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく。

3巡目の高等専門学校評価基準は、教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、以下の基準で構成されている。

基準1：教育の内部質保証システム	基準2：教育組織及び教員・教育支援者等
基準3：学習環境及び学生支援等	基準4：財務基盤及び管理運営
基準5：準学士課程の教育課程・教育方法	基準6：準学士課程の学生の受入れ
基準7：準学士課程の学習・教育の成果	基準8：専攻科課程の教育活動の状況
選択的評価事項A：研究活動の状況	
選択的評価事項B：地域貢献活動等の状況	

細目省令第1条第1項第2号イが求める継続的な研究成果の創出のための環境整備については、基準4において望ましい取組として評価している。同ロが求める学修成果の適切な把握及び評価については、基準7において評価している。細目省令第1条第1項第3号が求める評価の対象となる高等専門学校における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていることについては、質の維持を確認するだけでなく、高等専門学校として相応しい教育活動の質の向上を促す観点（例えば、基準5の観点5－1－③「創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。」）を設け、高等専門学校の特色ある取組を積極的に評価した。

細目省令第2項第1号イが求める教育研究上の基本となる組織に関することは基準2において、同ロが求める教育研究実施組織等に関することは基準2及び基準4において、同ハが求める教育課程に関することは準学士課程については基準5において、専攻科課程については基準8において評価した。同ニが求める施設及び設備に関することは基準3において、同ホが求める3つのポリシー（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針）に関することは基準1において、同ヘが求める教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することは基準4において、同トが求める教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関するこ

とは基準1において、同チが求める財務に関することは、基準4において評価されている。また、同リが求めるその他の教育研究活動等に関することとして、教育活動と関連する側面からでは十分に把握することが難しい高等専門学校の多様な活動状況を評価するため、「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」を選択的評価事項として設定して高等専門学校の求めに応じてその活動等を評価しており、令和5年度からは基準4においてより望ましい取組として評価した。平成30年に施行された細目省令の改正により内部質保証の機能に関する重点評価項目については、基準1に設定した。

各年度の評価終了後に評価対象高等専門学校及び評価担当者に対して行う検証アンケートにおいて、「基準及び評価の視点・観点の構成や内容は、教育活動等の質を保証するために適切であった」という設問に対し、平成30年度から令和6年度までに回答した評価対象高等専門学校の98%、評価担当者の92%が「強くそう思う」「そう思う」との回答だった。また、「教育活動等の改善を促進するために適切であった」との設問に対しては、評価対象高等専門学校の98%、評価担当者の94%が「強くそう思う」「そう思う」との回答だった。

これらのことから、法令が求める事項について評価を行う高等専門学校評価基準となっているとともに、評価対象高等専門学校、評価担当者の双方から見て適切な基準から構成されていると判断する。

【特記事項】

- 令和7年度からの4巡目の高等専門学校認証評価の開始に向け、高等専門学校機関別認証評価委員会（以下本節末尾まで、「認証評価委員会」）の下に設置した検討ワーキンググループにおいて評価基準、評価方法、評価体制等に関する事項について検討を進め、意見公募手続（パブリックコメント）を経て、認証評価委員会として「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」及び「高等専門学校評価基準」を改訂し、令和5年10月に文部科学大臣に届出を行った後、機構ウェブサイトに掲載するとともに高等専門学校及び関係機関に周知した。

4巡目の高等専門学校機関別認証評価においては、3巡目では内部質保証システムの整備状況を重点的に評価し、評価対象校において一定程度取組が行われていることを確認したが、内部質保証の重視の評価は3巡目からであること、中央教育審議会の高等教育に係る審議の状況も踏まえ、今後各校のさらなる取組が必要となると考えられることから、引き続き重点評価項目として分析することとした。分析の対象とする事項は概ね3巡目を踏襲しつつ、関連性の強い項目をまとめるなど、基準や観点の配置を組換、整理、統合することとした。基準の構成については、3巡目が基準、評価の視点、観点であったものを4巡目では大学評価基準に揃えて、領域、基準、観点と変更した。また、3巡目の評価の状況も踏まえつつ、多くの学校が既に対応できている項目は分析を簡略化するとともに、対応が十分ではない項目は引き続き詳細を確認することとし、高等専門学校評価基準は以下の6の領域で構成することとした。

領域1：教育の内部質保証システム	領域2：教育組織及び教員・教育支援者等
領域3：学習環境及び学生支援等	領域4：財務基盤及び管理運営
領域5：準学士課程の教育活動の状況	領域6：専攻科課程の教育活動の状況

評価基準の改訂に当たっては、重点評価項目の段階別評価（3段階）を廃止した。「改善を要する点」については、3巡目では指定改善事項、主な改善を要する点、改善を要する点の3種類が設定されていたが、混乱を回避するために一本化することとした。改善を要する点が付された観点については「改善状況の報告」を、評価不適合となった場合については当該観点について「追評価」を必須化した。3巡目では先導的に選択的評価事項として扱った「研究活動の状況」と「地域貢献活動等の状況」は領域4に包含されることとした。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の経験を基に、効率的で実質的な効果が得られる訪問調査の実施方法の検討を行い、その見直しを行った（見直しの内容は下記（2）参照）。

- 選択的評価事項「研究活動の状況」及び「地域貢献活動等の状況」は、高等専門学校の多様な活動状況を評価するために、機構が先導的に設定した評価項目である。平成30年度から令和4年度まで、評価対象高等専門学校50校のうち、どちらも46校が選択していた。しかし、令和5年度から大学機関別認証評価において選択的評価事項の取扱いを変更することになったのに呼応して、高等専門学校機関別認証評価においても、基準4の中にこれらに関する観点を新設し、自己評価書の中に「より望ましい取組として分析」することも可能にした。その結果、令和5年度以降、これら2事項は基準4の中で分析されている。

（2）評価方法

【高等専門学校機関別認証評価における判断のプロセス】

機構が行う高等専門学校機関別認証評価は、高等専門学校の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象に、機構が定める8の基準全てを満たしている場合は機構が定める高等専門学校評価基準に適合していると判断し、いずれかの基準を一つでも満たしていない場合は高等専門学校評価基準に適合していないと判断した。各基準の判断は、当該基準に関する分析のために機構が定めた観点に係る状況を分析し、その分析結果を総合的に勘案して行った。これらの分析は、書面調査と実地調査（機構では「訪問調査」と呼称する。）によって行った。高等専門学校評価基準に適合していない高等専門学校は追評価を求めることができるとしているが、これまでに高等専門学校評価基準に適合していない（令和元年度までは高等専門学校評価基準を満たしていない）と判断した学校がないため、追評価は実施していない。

【書面調査】

評価対象高等専門学校は、機構が定める「自己評価実施要項」に基づき、8の基準毎に基本的な観点に係る状況の分析を自ら行い、その結果に基づき自己評価書を作成する。その際、高等専門学校の優れた点や改善を要する点等を自ら抽出し、併せて記述する。自己評価書は各年度6月末日を締め切りとして、根拠となる資料・データとともに提出される。

高等専門学校から自己評価書の提出を受け、認証評価委員会の下に設置する評価部会において、評価対象高等専門学校毎に編成した評価チームを中心に書面調査を行う。書面調査では、高等専門学校が提出した資料・データ、現況票、入学定員充足率・超過率表及び独自に収集した公表資料等に照らして自己評価書の記述を検証し、観点毎の判断を確定する。資料・データ等によって観点毎の判断を確定できない場合は、確認を要する事項を同定する。これらの結果を評価部会で合議し、観点毎の分析状況及びその判断並びに確認事項を概ね9月までに確定する。

【訪問調査】

3巡目の訪問調査の方法は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、適宜見直しが行われた。新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前の平成30年度、令和元年度は以下のように行われた。評価部会で確定された観点毎の分析状況等及び確認事項は、訪問調査実施の3～4週間前までに評価対象高等専門学校に送付され、訪問調査実施の1週間前までに分析状況への意見及び確認事項への回答の返送を求めた。訪問調査では、高等専門学校からの意見や回答、成績評価資料の確認を中心とする面談及び見学を2日間かけて行うほか、必要に応じて資料を補完的に収集

した。面談は、高等専門学校責任者、一般の教職員、卒業生・修了生及び在学生に対してそれぞれ実施した。見学では、授業の状況及び施設等を視察し、その過程で担当者との意見交換に努めた。

新型コロナウイルス感染症の感染防止が強く要請されていた令和2年度、令和3年度は、評価対象高等専門学校を訪問することは当該高等専門学校の要望もあって困難であったため、成績評価資料については事前に電子データとして提出を求め、書面調査を行った。授業の状況及び施設等の視察については、評価対象高等専門学校にビデオの制作を求め、それを閲覧することに代えた。一般の教職員、卒業生・修了生及び在学生の意見聴取はWebアンケートを実施した。訪問調査はWeb会議システムにより実施し、確認事項についての追加資料の収集を行うとともに、高等専門学校責任者、一般の教職員及び在学生に対してそれぞれ面談を実施した。成績評価資料の確認を事前に行うことやWebアンケートを活用するなどして、訪問調査を1日で終えている。

新型コロナウイルス感染症の感染防止要請が緩和された令和4年度から令和6年度は、授業の状況及び施設等の視察について、評価チームに所属する機構教員と機構事務局の職員が評価対象高等専門学校を訪問し、写真や動画に記録のうえ視察報告書を作成して評価チームに報告した。これ以外は令和2年度、令和3年度の訪問調査と同じ方法とした。

【評価報告書案の作成】

書面調査の結果と訪問調査で確認した事項に基づき、評価部会は合議によって高等専門学校毎の評価報告書原案を作成する。認証評価委員会は同原案を審議し、評価報告書案として概ね1月までにとりまとめ、評価対象高等専門学校に送付する。

【意見の申立てと評価結果の確定及び公表】

重大な事実誤認等に対する意見の申立て期間は3週間設けている。基準の判断に係る意見が申立てられた場合は、認証評価委員会の下に設置された意見申立審査会で審査し、その審査結果に基づき認証評価委員会で評価結果を確定する。平成30年度から令和6年度において評価対象高等専門学校からの意見の申立てではなく、意見申立審査会についても開催されていない。学校教育法第110条第4項に従い、確定された評価報告書は3月末までに文部科学大臣、評価対象高等専門学校、当該高等専門学校の設置者に通知されるとともに、機構のウェブサイトだけでなく、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて意見の申立てへの対応を含め社会に対して公表される。

これらのことから、機構における高等専門学校機関別認証評価は、細目省令第1条第1項第5号の求める方法によって実施され、また、学校教育法第110条第2項第3号が求める意見の申立ての機会を付与するとともに、同条第4項が求める公表義務を履行している。

平成30年度から令和6年度までの検証アンケートによれば、評価担当者に対して、書面調査に関する「当機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」という設問、及び訪問調査に関する「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」という設問に対する回答のうち、「強くそう思う」「そう思う」は、それぞれ86%、74%であった。評価対象高等専門学校に対して、書面調査に関する「事前に通知される、書面調査による分析結果の内容は適切であった」という設問、及び訪問調査に関する「訪問調査では、当機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」という設問に対する回答のうち、「強くそう思う」「そう思う」は、それぞれ95%、87%であった。また、評価対象高等専門学校のみに対する意見申立てについての「意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった」という設問に対する回答のうち、「強くそう思う」「そう思う」は、94%であった。

これらのことから、機構の各評価プロセスにおける評価方法は、法令の求めに応えるものであるとともに、評価対象高等専門学校及び評価担当者にとって適切なものであったと判断する。

【特記事項】

- 評価対象高等専門学校に対する検証アンケートにおいて、自己評価書作成に費やした作業量について質問したところ、平成30年度から令和6年度までの回答は95%が「とても大きい」「大きい」であった。平成23年度から平成29年度の同じ設問に対する回答の97%が「とても大きい」「大きい」であったことを考慮すると、高等専門学校における自己評価書の作成の負担感は依然として大きいことを確認した。このことから、4巡目においては、高等専門学校側の負担軽減を目的として自己評価書を見直し、前回の機関別認証評価で改善を要する点と評価されなかった観点の分析免除、専攻科では第三者評価結果の利用の範囲の拡大などを行った。一方、評価担当者に対する検証アンケートによると、「自己評価書の書面調査の作業量」、「訪問調査への参加の作業量」の回答は、それぞれ61%、20%が「とても大きい」「大きい」であった。「適当」との回答はそれぞれ、39%、77%であったことを考慮すると、評価担当者にとっては、書面調査は負担感が高いのに対して、訪問調査は適当な負担であると感じている。評価担当者に対する負担軽減の取組は成果を上げていると判断できる。
- 一方で、検証アンケートにおいて、「評価作業に費やした労力は評価の目的に見合うものであった」かの質問に対する評価対象高等専門学校と評価担当者の回答のそれぞれ73%、84%が「強くそう思う」「そう思う」であったことから、作業負担は大きかったものの、認証評価事業の意義は受け入れられていると判断できる。ただし、評価対象高等専門学校の肯定的意見の比率がやや低く、法令上の義務であるため、やむを得ないと感じている面もあることが窺える。

(3) 認証評価の実施状況

【評価を担当する者】

評価部会は、評価担当者として認証評価に参画する認証評価委員会の委員及び専門委員から構成されている。専門委員については、認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、評価対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の現役の高等専門学校の教員及び有識者を評価担当者として選考している。ただし、第三者評価の位置づけを遵守するために、評価対象高等専門学校の設置法人や自治体に所属する専門委員が評価チームの過半数とならないよう留意している。

評価担当者は、高等専門学校教育に識見を持つ者であるが、認証評価の専門家ではないため、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、認証評価の目的、内容及び方法等に関する3時間程度の研修を書面調査に先立って毎年6月に実施している。

評価の公正性を担保するため、機構が定める基準を示した上で認証評価委員会委員及び専門委員に申告を求め、自己の関係する高等専門学校の評価には関与できることとし、また、関係する高等専門学校に関する議事の議決に加わることができないこととしている。

評価担当者に対する検証アンケートによれば、「評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった」、「研修の資料及び説明内容は役立った」という設問に対する平成30年度から令和6年度までの回答は、それぞれ90%、92%が「強くそう思う」「そう思う」であった。

これらのことから、機構における評価担当者の選考及び研修の実施等は細目省令の定めるところを含め、適切かつ公正なものであると判断する。

【円滑な実施】

機構は、毎年度4月に全高等専門学校に対して意向調査を実施し、3年後までの評価実施計画を立案しつつ、翌年度評価対象高等専門学校の自己評価担当者に対する研修を令和5年度までは8月に、令和6年度以降は6月に実施している。また、令和6年度以降は、高等専門学校における自己点検・評価の実施に資するため、研修の対象となる高等専門学校に翌々年度評価対象の高等専門学校を加えている。これによって、9月末を締め切りとする翌年度の認証評価の求めに遅滞なく対応し、認証評価を実施することを可能としている。平成30年度から令和6年度までに高等専門学校機関別認証評価を実施した高等専門学校を設置者の種別に応じて一覧すると以下のとおりであり、当該評価を受けた全ての評価対象高等専門学校が基準に適合している（令和元年度までは高等専門学校評価基準を満たしている）との評価結果であった。

<高等専門学校機関別認証評価の実施校数（上段）及び評価結果（下段）>

※平成30年度～令和6年度まで3巡目、全て本評価

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国立	6	11	13	14	1	3	3
公立	0	1	0	1	0	0	1
私立	0	1	0	1	1	0	0
計	6	13	13	16	2	3	4
適合*	6	13	13	16	2	3	4
不適合*	0	0	0	0	0	0	0

*評価結果の実際の評語は、令和元年度までは「基準を満たしている」または「基準を満たしていない」、令和2年度以降は「基準に適合している」または「基準に適合していない」である。

これらのことから、機構は、認証評価機関として認証された際に求められた遅滞のない認証評価の実施を履行していると判断する。

【実施のスケジュール】

各年度、以下のスケジュールで実施している。

- ① 説明会、自己評価担当者研修会の開催（評価実施前年度の6月）
- ② 評価の申請及び受付（評価実施前年度の9月末）
- ③ 自己評価書の提出（評価実施年度の6月末）
- ④ 書面調査の実施（評価実施年度の1月まで）
- ⑤ 訪問調査の実施（評価実施年度の10月～11月）
- ⑥ 評価結果の審議等の実施（評価実施年度の3月まで）

評価担当者に対する検証アンケートによれば、「当機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったか」について書面調査、訪問調査、評価報告書（原案）の3つの作業ごとにたずねたところ、平成30年度から令和6年度までの回答は、それぞれ75%、91%、91%が「適当」であった。このことから、評価担当者にとって機構が提供する体制等は適切であったと判断する。

【特記事項】

- 評価担当者に対する研修は、評価担当者の都合に応じ、複数回の集合研修あるいは個別の研修を実施して評価担当者間の共通理解の確立を実現している。令和2年度からはすべての評価担当者が受講できるようWeb会議システムにより複数回実施している。

- 翌年度評価対象高等専門学校の自己評価担当者に対する研修は、8月下旬に対面で開催していたが、令和2年度からWeb会議システムによるオンライン（ライブ）開催に変更した。研修会に参加できない自己評価担当者のために研修会の動画を作成してクラウドに保存し、後日閲覧を可能にした。また、評価対象高等専門学校の自己評価担当者への研修は早期に実施しないと適切な自己点検・評価が行われないことが危惧されるため、令和6年度から6月実施へ変更するとともに、高等専門学校における自己点検・評価の実施に資するため、研修の対象となる高等専門学校は、翌年度及び翌々年度評価対象の高等専門学校とした。ただし、研修の効果を高めるために受講する高等専門学校に制約は設けず、希望すればいずれの高等専門学校も研修を受講できることとしている。

(4) 組織及び運営の状況

【組織の状況】

高等専門学校機関別認証評価の実施体制としては、独立した認証評価委員会を設置し、その下に評価部会を設置している。また、対応する事務組織を編成して体制を整備している。

認証評価委員会及び評価部会等の設置状況と委嘱した委員、専門委員の数は以下のとおりである。

<高等専門学校機関別認証評価委員会の設置状況等>

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認証評価委員会の委員数（人）	18 (4)	20 (4)	19 (4)	19 (4)	19 (6)	19 (6)	19 (6)
評価部会数	1	2	2	2	1	1	1
評価部会の委員数（人）	5 (2)	14 (3)	5 (1)	5 (1)	3 (1)	4 (1)	6 (2)
〃 専門委員数（人）	8 (1)	13 (2)	15 (2)	16 (1)	4 (1)	6 (2)	10 (1)
評価委員のうち外部委員の比率	88%	90%	89%	89%	89%	89%	84%
運営小委員会の委員数（人）	— —	7 (0)	7 (1)	5 (1)	— —	— —	— —
専門部会（財務専門部会）数	1	1	1	1	1	1	1
意見申立審査会数	1	1	1	1	1	1	1
意見申立審査会の専門委員数（人）	5 (0)						

また、高等専門学校機関別認証評価を担当する事務職員数は、評価対象高等専門学校の数によって年度毎に変動し、経年変化は以下のとおりである。（課長級及び課長補佐級職員は除く。）

<高等専門学校機関別認証評価を担当する事務組織規模（各年4月1日現在）>

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事務職員の数（人）	3	7	7	9	3	3	3

なお、業務の実施における機構職員の質の確保と向上のために、毎年度4月にオリエンテーシ

ヨンとして、新規の大学からの出向職員等に対して認証評価を含む機構が実施する評価事業全体の説明を行うとともに、毎年度4月に認証評価機関連絡協議会が主催し認証評価機関が合同で企画・実施する評価担当職員研修に多くの職員を参加させている。

【経理の状況】

機構の機関別認証評価の実施経費については、機構の他の業務と区分して経理を行っている。平成30年度から令和6年度は全て評価手数料収入で賄った。

【検証事業】

毎年度、評価内容・方法等の改善に役立てることを目的に、評価対象高等専門学校及び評価担当者へアンケートを実施することにより認証評価の有効性や適切性について検証しており、把握した改善点等を翌年度以降の認証評価に反映している。さらに、各年度の検証に加え、平成30年度には2巡目の検証を行い、検証結果を報告書としてとりまとめた。令和4年度には3巡目の中間検証を行い、検証結果を中間報告書としてとりまとめ、4巡目における評価基準の改訂等の検討に活用した。

これらのことから、高等専門学校機関別認証評価の業務及びその業務に係る経理、並びに評価内容・方法等の改善の仕組みについては、適切な実施体制を構築し運営していると判断する。

【特記事項】

- 2巡目までは、評価結果原案を評価チームの副主査が作成していたが、3巡目では委員の負担軽減のために、評価結果原案の案を事務局で作成するように運用した。
- 委員会や部会の運営に当たっては、論点が明確で各委員の意思確認によって決定が可能である場合には、Web会議に代えて書面審議を行い、評価委員の負担を軽減している。
- 自己評価書や根拠資料等はすべて電子ファイルで提出していただくこととし、書面調査では関係資料をマイクロソフト社のシェアポイントにアップロードし、資料の完全ペーパーレス化を行っている。これにより、セキュリティの向上とともに業務の効率化を図っている。